

## 新型コロナウイルス感染症の対応変更について

群馬県教育委員会健康体育課

令和5年5月19日

インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	
	従来	国の通知 (令和5年4月28日付け通知)
<p><b>【法】</b></p> <p>○感染症法五類</p> <p>○学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18条)-第二種</p>	<p><b>【法】</b></p> <p>○感染症法二類</p> <p>○学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18条)-第一種</p>	<p><b>【法】</b></p> <p>○感染症法五類</p> <p>○学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18条)-第二種</p>
<p><b>【登校基準(療養期間)】</b></p> <p>発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。 ただし幼児(幼稚園児、保育所児)においては、発症した後5日、かつ解熱した後3日を経過するまで。</p>	<p><b>【登校基準(療養期間)】</b></p> <p>○症状が出た日から7日間以上経過、かつ症状軽快から24時間以上経っていること。</p> <p>○症状がない場合は、検体採取日から7日経過、あるいは5日目検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に療養解除。</p> <p>※症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間を経過するまでは、感染リスクがあるため、健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること等、自主的な感染予防行動を徹底する。</p>	<p><b>【登校基準(療養期間)】</b></p> <p>学校保健安全法施行規則第19条(出席停止の期間の基準)のとおり</p> <p>発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※幼児も同様「保育所における感染症対策ガイドライン2023年5月一部改訂」</p>
<p><b>【出席停止の取扱い】</b></p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ検査陽性者</li> <li>・感染の疑いがある者</li> </ul> <p>○治癒証明書</p> <p>医師が記載した治癒証明書を登校時学校へ提出する。 ※令和2,3,4年度新型コロナ流行期は保護者が記入した『療養報告書』使用(R2.9 学校保健審議会感染症対策専門委員会にて協議) ※『療養報告書』の使用を継続する(R5.5 学校保健審議会感染症対策専門委員会にて協議)</p>	<p><b>【出席停止の取扱い】</b></p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス検査陽性者</li> <li>・濃厚接触者と特定された者</li> <li>・発熱や風邪症状のある者</li> <li>・感染状況、地域の実情に応じて、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も登校させないことも考えられる。</li> </ul> <p>○治癒証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校による対応</li> </ul>	<p><b>【出席停止の取扱い】</b></p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス検査陽性者</li> <li>・感染の疑いがある者</li> </ul> <p>○治癒証明書</p> <p>保護者が『療養報告書』に記入し、登校時学校へ提出する(R5.5 学校保健審議会感染症対策専門委員会にて協議)</p>

	<p><b>【濃厚接触者】</b></p> <p>○学校が行動歴等聞き取り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と接触があった者を調査し、リストを作成。</li> <li>・感染者と接触があった者のうち、「会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等(※)」を識別できるようにしておく。</li> </ul> <p>(※)上記のほか、マスクの着用なしで合唱やマスクをせずに身体が触れ合うような運動等</p> <p>○学校医へ相談、助言を仰ぐ</p> <p>リストを基に特定した者を学校医に相談し、一定期間出席停止等の学校対応の助言を受ける。</p>	<p><b>【濃厚接触者】</b></p> <p>○対応なし</p>
<p><b>【臨時休業（閉鎖）対応】</b></p> <p>※H21.9 学校保健審議会感染症対策専門委員会にて協議</p> <p><b>（目安）</b></p> <p>学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の割合が10～20%をめやすとする。</p> <p>ただし、10%以下であっても感染拡大のおそれが認められる場合はこの限りではない。</p>	<p><b>【臨時休業（閉鎖）対応】</b></p> <p>※文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和4年8月改訂版）」</p> <p><b>（目安）</b></p> <p>以下のいずれかの状況に該当し、かつ学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。</p> <p>○同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。</p> <p>○感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。</p> <p>○その他、設置者で必要と判断した場合。</p> <p>※同一学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。</p>	<p><b>【臨時休業（閉鎖）対応】</b></p> <p>※文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改訂版)」</p> <p>※R5.5学校保健審議会感染症対策専門委員会にて協議</p> <p><b>（目安）</b></p> <p>以下のいずれかの状況に該当し、かつ学校内で感染が広がっている可能性が高い場合を考慮し、学校医の助言を仰ぎ、対応を検討する。</p> <p>①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。</p> <p>②その他、設置者で必要と判断した場合。</p> <p>※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。</p> <p>※同一学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。</p>

<p>(期間) 3～7日間(土日祝日を含む)</p>	<p>(期間) 5日間程度(土日祝日を含む) ただし、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど柔軟な対応を行うことが可能。</p>	<p>(期間) 5日間程度(土日祝日を含む) 感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響を踏まえて判断する。</p>
<p><b>【学校医連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の流行状況を報告</li> <li>・校内に感染拡大が見られる場合、学校対応(休業等)の助言を受ける。</li> </ul>	<p><b>【学校医連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者の報告</li> <li>・校内の濃厚接触者と思われる者の対応の助言を受ける。</li> <li>・学校対応(臨時休業等)の助言を受ける。</li> </ul> <p>※県教育委員会から医師会へ定期的に学校の感染状況を情報提供</p>	<p><b>【学校医連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の流行状況を報告</li> <li>・校内に感染拡大が見られる場合、学校対応(休業等)の助言を受ける。</li> </ul>
<p><b>【その他】</b></p> <p>(感染状況の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等欠席者感染症情報システム入力</li> </ul> <p>(感染症対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○流行期の基本的感染予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察の徹底</li> <li>・うがい、手洗い、咳エチケット(マスク)指導</li> </ul> </li> <li>○校内で流行が見られた時の感染予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食時、座席を向かい合わせにしない</li> <li>・合同体育等の授業を中止する</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【その他】</b></p> <p>(感染状況の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校は、Google フォームで県教育委員会へ報告</li> <li>・文部科学省による公立学校臨時休業状況調査</li> </ul> <p>(感染症対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康観察 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱や咳等の症状がある場合等には登校させない(出席停止の扱い)。</li> <li>・登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。</li> </ul> </li> <li>○マスクの着用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な身体的距離が確保できる場合には着用の必要がない。</li> <li>・体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、マスクを外すよう指導する。</li> <li>・小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めない。</li> </ul> </li> <li>○給食等食事を取る場面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要。</li> </ul> </li> </ul> <p>座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>(感染状況の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校は、令和5年度1学期間は従来の Google フォームで県教育委員会へ報告</li> <li>・学校等欠席者感染症情報システム入力</li> <li>・文部科学省による公立学校臨時休業状況調査(月1回 R5.12月まで)</li> </ul> <p>(感染症対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平時 <ul style="list-style-type: none"> <li>マスクについては着用を求めないことが基本。以下の対策以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。</li> <li>・健康観察</li> <li>・換気の確保</li> <li>・手洗い等の手指衛生</li> <li>・清掃</li> </ul> </li> <li>○感染流行時等 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に活動の場面に応じた対策を講じることを検討する。</li> <li>・マスクの着用の推奨</li> <li>・活動場面ごとの感染症対策</li> </ul> </li> </ul>

等の間で会話を行うことも可能。感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討する。

○清掃、消毒

・一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要。過度な消毒とならないようにする。

・感染者が発生した場合、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（高頻度で触った物品）を消毒する。

・消毒できていない箇所は生存期間(24～72時間)を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えらる。

○換気

気候上可能な限り常時行う